



育児休業（育休）

1. 育児休業（育休）を取得する

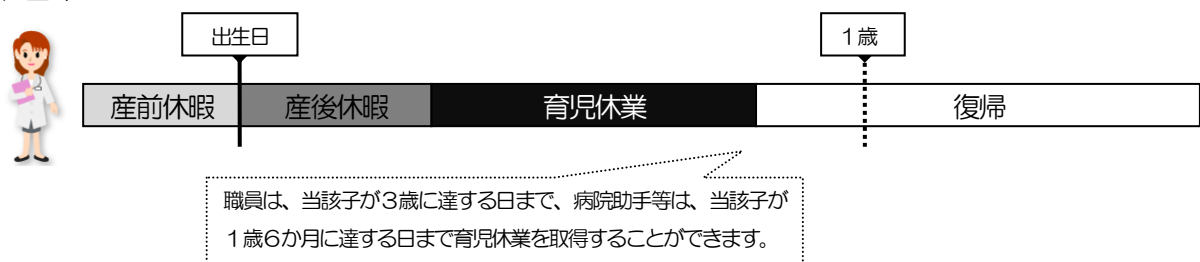
女性職員、男性職員ともに、当該子が3歳（病院助手、専攻医、臨床研修医および研修歯科医（以下「病院助手等」という。）は当該子が1歳6か月）に達する日までの間、**必要な期間を請求**できます。ただし、**病院助手等は、次の表のいずれにも該当しないことが育児休業取得の条件です。**

男性職員については、配偶者が産後8週間以内であるときには、配偶者が働いていない場合であっても、子を養育できない状況にあると判断できることから、当該8週間の期間内で育児休業を請求することができます。

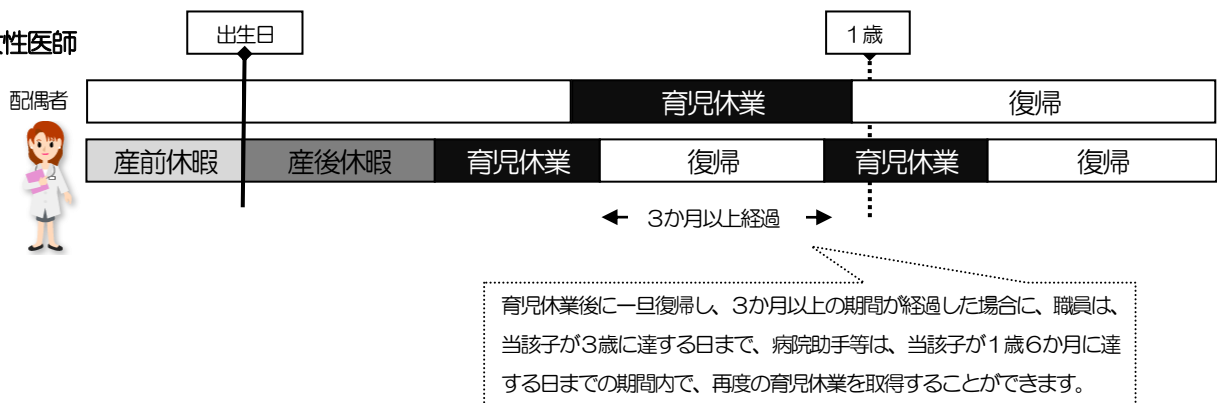
育児休業は、原則として同じ子について再度請求することができませんが、育児休業後に一旦復帰し、3か月以上の期間が経過した後は、再度の育児休業を請求できます。

職種	育児休業取得 条件	取得できる期間
職員	無条件で育児休業を取得できる	当該子が3歳に達する日まで
病院助手	次の①～④、いずれにも該当しなければ育児休業を取得できる	当該子が1歳6か月 に達する日まで
専攻医	①請求時点において引き続き雇用期間が1年に満たない職員	
臨床研修医	②育児休業終了予定日を超えて引き続き雇用されることが見込まれない職員 ※1 ③育児休業の請求があった日の翌日から起算して1年以内に雇用期間が終了し、更新されないことが明らかな職員（更新される見込みがある者を除く） ※1	
研修歯科医	④1週間の所定勤務日数が2日以下の職員 ※1 病院助手、専攻医および研修歯科医は、本人及び所属長の合意により次回雇用契約が更新され、所属長が育児休業を認めた場合に、最長で当該子が1歳6か月に達する日まで育児休業を取得できません。	

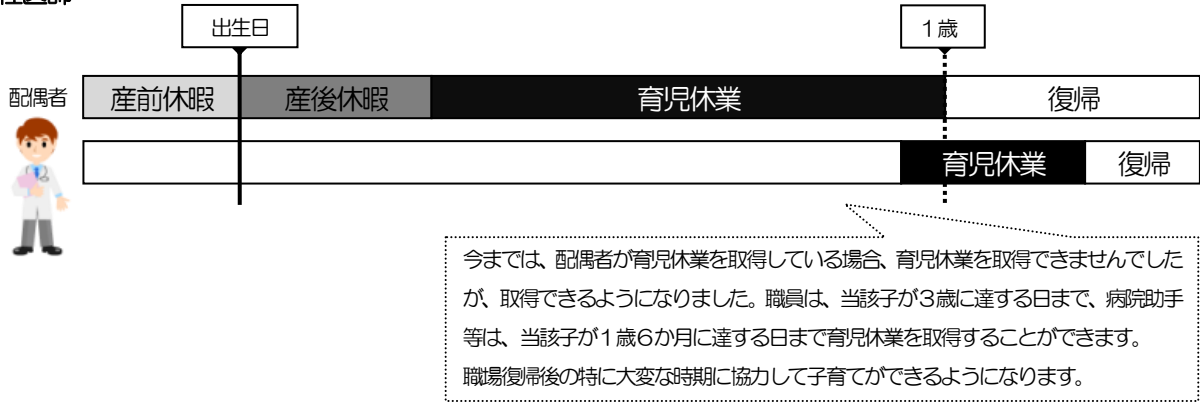
例1 女性医師



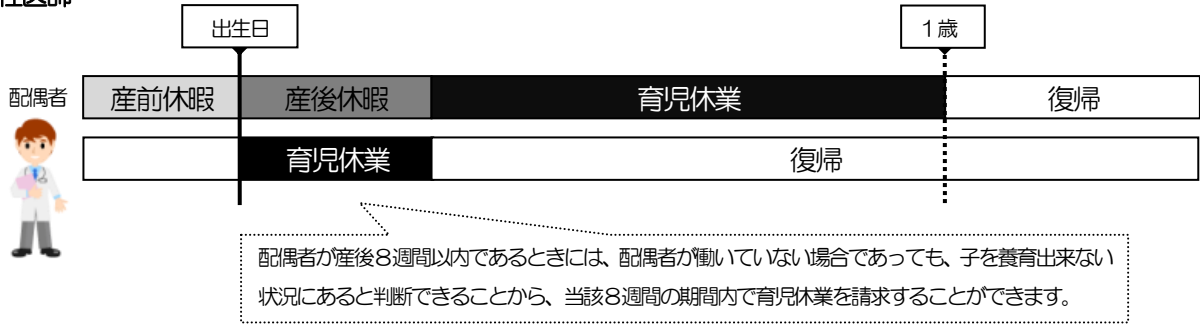
例2 女性医師



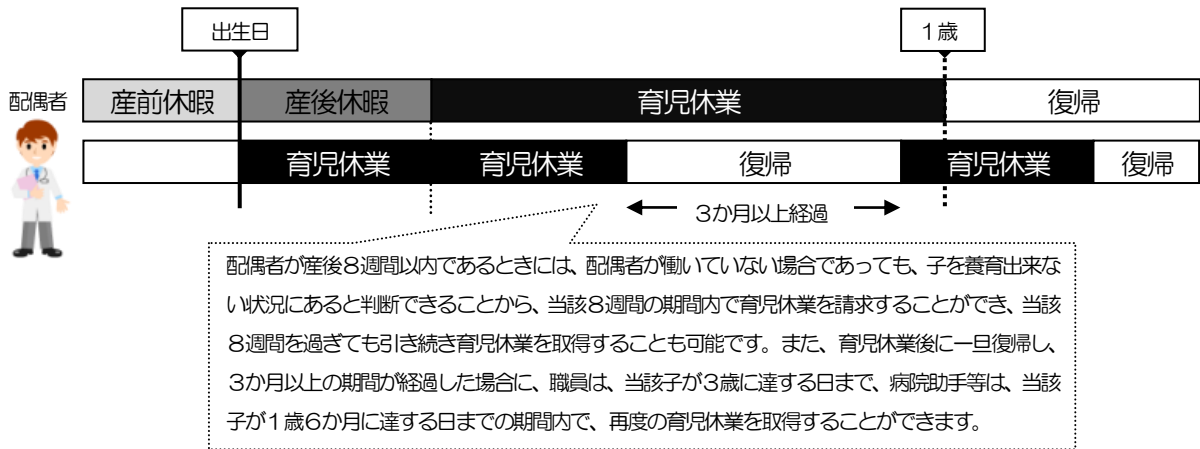
例3 男性医師



例4 男性医師



例5 男性医師



《提出書類》 産休前に用紙を入手し提出しましょう。

『育児休業（期間延長）承認請求書』

- ◆用紙入手◆ 職員：総務課 大学人事係
病院助手等：病院経営課 病院人事係
⇒デスクネッツからダウンロードし入手することも出来ます。
- ◆添付書類◆ 戸籍抄本（写しでも可）
- ◆提出先◆ 職員：所属長経由 総務課 大学人事係
病院助手等：所属長経由 病院経営課 病院人事係
- ◆提出期限◆ 出産後すみやかに

2. 育児休業中の給付金等の支給を受ける

女性職員、男性職員ともに、育児休業中は無給ですが、職員、臨床研修医は、雇用保険（ただし、育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合）および共助会より給付金等が支給されます。病院助手、専攻医および研修歯科医は、育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等、次の表の条件に該当する場合、雇用保険から給付金が支給されます。

また、掛金または社会保険料は、手続きをすることで、育児休業中は免除となります。

女性職員で、育児休業を取らずに仕事復帰する人、妊娠中に退職する人は育児休業給付金の支給はありません。

職種	給料	育児休業中の給付金等 条件
職員	無給	雇用保険（ただし、育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合）および共助会 ※2 から支給される 雇用保険：育児休業給付金 当該子が1歳に達する日の前日まで支給 ただし、育児休業開始前2年間において、雇用保険加入期間であり且つ勤務日数が11日以上の月が12か月以上あること 雇用保険から給付金が支給されない場合は、 共済組合：育児休業手当金 当該子が1歳に達する日まで支給
臨床研修医		共助会：育児休業給付金 当該子が1歳から3歳になる日の前日まで支給 ※2 ※2 「共助会：育児休業給付金」は、「共済組合：育児休業手当金」または、「雇用保険：育児休業給付金」の支給がある期間については支給されません。
病院助手		育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等、次の条件に該当する場合、雇用保険から支給される
専攻医		雇用保険：育児休業給付金 当該子が1歳に達する日の前日まで支給 ①本人及び所属長の間で、育児休業終了後、当法人において1年以上雇用契約が継続する見込みがあること
研修歯科医		②育児休業開始前2年間において、雇用保険加入期間であり且つ勤務日数が11日以上の月が12か月以上あること

★支給額について（算出方法）★

「雇用保険：育児休業給付金」および、「共済組合：育児休業手当金」は、月給の約5割が休んだ日数分、支給されます。（平成22年4月1日以降に育児休業を開始した場合。）

「共助会：育児休業給付金」については、月給の約2割が休んだ日数分、支給されます。（ただし、「雇用保険：育児休業給付金」または、「共済組合：育児休業手当金」の支給がある期間を除く。）

給付金	算出方法
雇用保険： 育児休業給付金 (給付上限相当額あり)	$\text{育児休業開始前6か月の賃金} \div 180 = \text{給料日額}$ $(\text{給料日額} \times 0.5) \times \text{支給日数合計} \times 3 = \text{育児休業給付金}$ ※3 支給日数合計とは、 A：B以外の支給対象期間については30日 B：休業開始日、終了日の属する支給対象期間については、当該支給対象期間の日数
共済組合： 育児休業手当金 (給付上限相当額あり)	$\text{給料月額} \div 22 = \text{給料日額}$ $(\text{給料日額} \times 0.5 \times 1.25) \times \text{支給日数合計} \times 4 = \text{育児休業手当金}$ ※4 支給日数合計とは、支給対象期間から土曜日、日曜日の日数を引いた日数
共助会： 育児休業給付金 (給付上限相当額あり)	$\text{給料月額} \div 22 = \text{給料日額}$ $(\text{給料日額} \times 0.2) \times \text{支給日数合計} \times 4 = \text{育児休業給付金}$ ※4 支給日数合計とは、支給対象期間から土曜日、日曜日の日数を引いた日数

《提出書類》 産後休暇中に用紙を入手し提出しましょう。

- 雇用保険：『育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書』
 『雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書（育児）』
 『健康保険／厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）』
 共済組合：『育児休業手当金（変更）請求書』
 『育児休業等掛金免除申出書』
 共助会：『育児休業給付金（変更）請求書』

◆用紙入手◆
 ◆提出先◆

	雇用保険	共済組合、共助会
職員	総務課 大学人事係	総務課 給与厚生係
臨床研修医	病院経営課 病院人事係	総務課 給与厚生係
病院助手	病院経営課 病院人事係	—
専攻医	病院経営課 病院人事係	—
研修歯科医	病院経営課 病院人事係	—

共済組合


⇒公立学校共済組合ホームページからダウンロードし入手することも
 出来ます。

- ◆添付書類◆ 雇用保険：母子手帳の写し、通帳の写し
 共済組合、共助会：特になし

- ◆提出期限◆ 産後休暇中

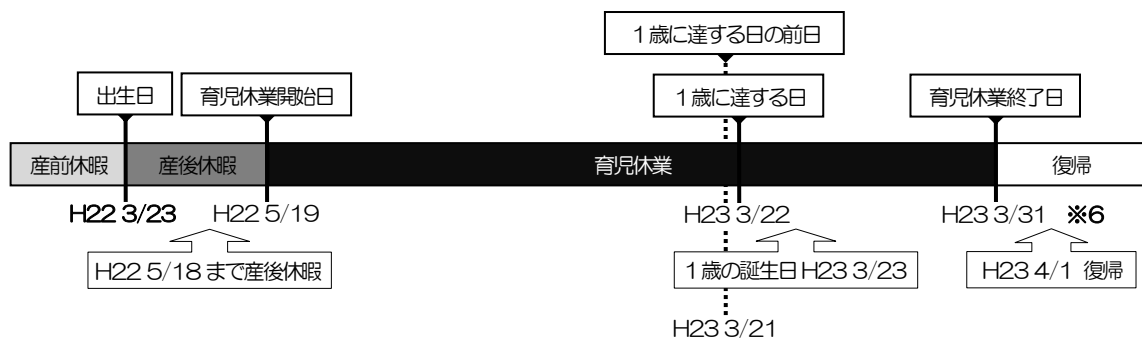
育児休業中の給付金の手続きは、基本的に本人に代わり事務担当者が手続きを行います。産休前に、育児休業をどれぐらい取るかを決め、出産後すみやかに『育児休業（期間延長）承認請求書』を提出しましょう。

例1 女性医師A先生が下記の内容で育児休業を取得した際に支給される給付金等



- ・職員
- ・育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給される ※5
- ・給料月額40万円
- ・当該子の誕生日：平成22年3月23日
- ・平成23年3月31日まで育児休業を取得（平成23年4月1日 仕事復帰）

※5 育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合から支給されます。



※6 「共助会：育児休業給付金」は、「共済組合：育児休業手当金」または、「雇用保険：育児休業給付金」の支給がある期間については支給されません。

【雇用保険：育児休業給付金】

支給日数合計：304日（平成22年5月19日～平成23年3月21日までの間で、平成22年5月と平成23年3月は支給対象期間の日数分、その他の月の支給対象期間については30日）

$$(400,000円 \times 6か月) \div 180 = 13,330円$$

$$(13,330円 \times 0.5) \times 304日 = \underline{\text{約2,026,000円}} \dots \text{㊷}$$

【共助会：育児休業給付金】

支給日数合計：7日（平成23年3月23日～平成23年3月31日までの間で、土・日を引いた日数）

$$400,000円 \div 22日 = 18,180円$$

$$(18,180円 \times 0.2) = 3,636円$$

↳ 給付上限額を超えたため、給付上限額 3,128円（平成23年8月現在）で計算

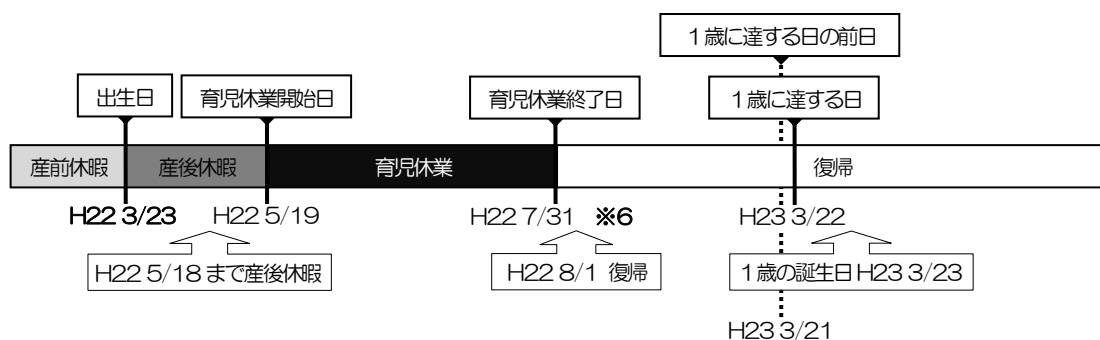
$$\hookrightarrow 3,128円 \times 7日 = \underline{\text{約21,000円}} \dots \text{㊸}$$

A先生の給付金、支給額合計は、㊷ + ㊸ = 約2,047,000円 になります。

例2 女性医師B先生が下記の内容で育児休業を取得した際に支給される給付金等



- ・職員
 - ・育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない ※5
 - ・給料月額38万円
 - ・当該子の出生日：平成22年3月23日
 - ・平成22年7月31日まで育児休業を取得（平成22年8月1日 仕事復帰）
- ※5 育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合から支給されます。



※6 「共助会：育児休業給付金」は、「共済組合：育児休業手当金」または、「雇用保険：育児休業給付金」の支給がある期間については支給されません。

【共済組合：育児休業手当金】

休業日数合計：53日（平成22年5月19日～平成22年7月31日 までの間で、土・日を引いた日数）

380,000円 ÷ 22日 = 17,270円


(17,270円 × 0.5 × 1.25) = 10,793円

↳ 給付上限額を超えたため、給付上限額 9,777円（平成23年8月現在）で計算

↳ 9,777円 × 53日 = 約518,000円

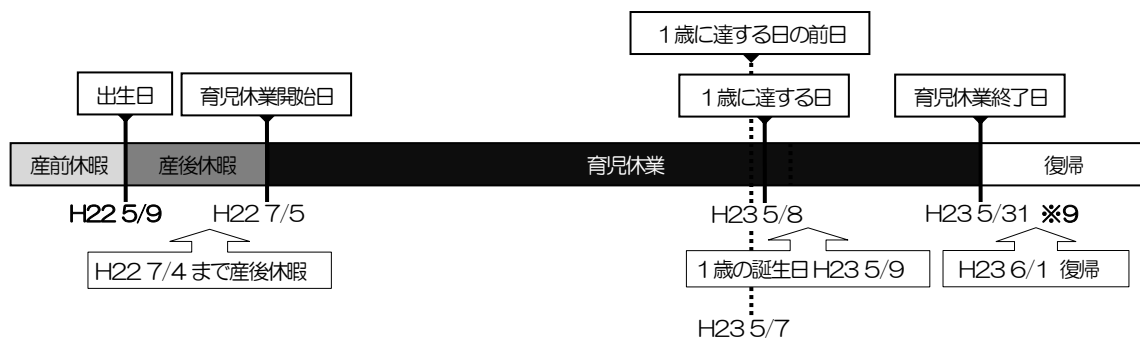
B先生の給付金、支給額合計は、約518,000円 になります。

例3 女性医師C先生が下記の内容で育児休業を取得した際に支給される給付金等



- ・病院助手（医大勤務1年以上、雇用契約更新の見込みがある） ※7
- ・育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給される ※8
- ・給料月額26万円
- ・当該子の誕生日：平成22年5月9日
- ・平成23年5月31日まで育児休業を取得（平成23年6月1日 仕事復帰）

※7 条件に満たない場合は、育児休業を取得できません。
※8 条件に満たない場合は、受給資格がありません。



※9 「雇用保険：育児休業給付金」の受給は、平成23年5月7日までとなり、平成23年5月8日から育児休業終了日の平成23年5月31日までの間は無給となります。

【雇用保険：育児休業給付金】

支給日数合計：304日（平成22年 7月 5日～平成23年 5月 7日までの間で、平成22年7月と平成23年5月は支給対象期間の日数分、その他の月の支給対象期間については30日）

$$(260,000円 \times 6か月) \div 180 = 8,670円$$
$$(8,670円 \times 0.5) \times 304日 = \underline{\text{約1,317,000円}}$$

C先生の給付金、支給額合計は、約1,317,000円 になります。

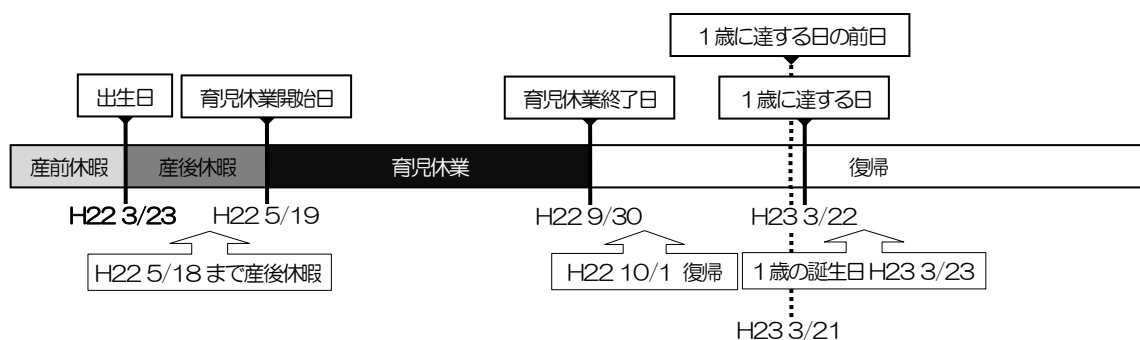
例4 女性医師D先生が下記の内容で育児休業を取得した際に支給される給付金等



- ・専攻医（医大勤務1年以上、雇用契約更新の見込みがある） ※7
- ・育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給される ※8
- ・給料月額22万円
- ・当該子の出生日：平成22年3月23日
- ・平成22年9月30日まで育児休業を取得（平成22年10月1日 仕事復帰）

※7 条件に満たない場合は、育児休業を取得できません。

※8 条件に満たない場合は、受給資格がありません。



【雇用保険：育児休業給付金】

支給日数合計：133日（平成22年5月19日～平成22年9月30日までの間で、平成22年5月と平成22年9月は支給対象期間の日数分、その他の月の支給対象期間については30日）

$$(220,000円 \times 6か月) \div 180 = 7,330円$$
$$(7,330円 \times 0.5) \times 133日 = \underline{\text{約487,000円}}$$

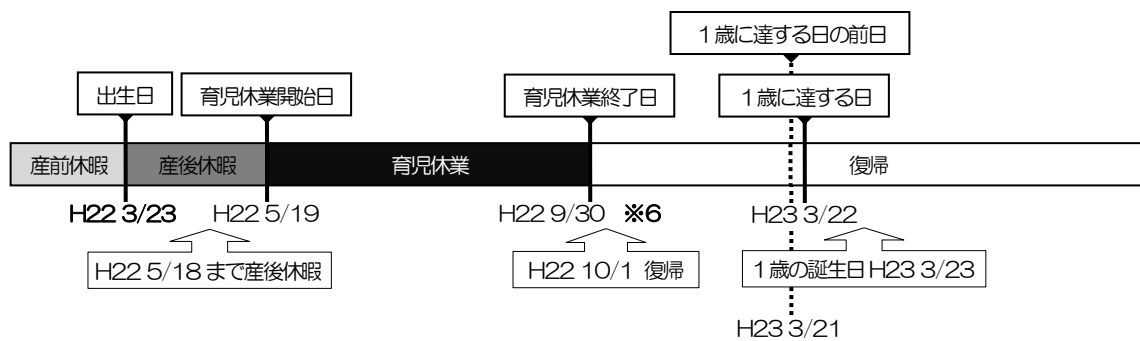
D先生の給付金、支給額合計は、約487,000円 になります。

例5 女性医師E先生が下記の内容で育児休業を取得した際に支給される給付金等



- ・臨床研修医（医大勤続1年以上、雇用契約更新の見込みがある）
- ・育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない ※5
- ・給料月額30万円
- ・当該子の誕生日：平成22年3月23日
- ・平成22年9月30日まで育児休業を取得（平成22年10月1日 仕事復帰）

※5 育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合から支給されます。



※6 「共助会：育児休業給付金」は、「共済組合：育児休業手当金」または、「雇用保険：育児休業給付金」の支給がある期間については支給されません。

【共済組合：育児休業手当金】

休業日数合計：97日（平成22年5月19日～平成22年9月30日 までの間で、土・日を引いた日数）

$$300,000円 \div 22日 = 13,640円$$

$$(13,640円 \times 0.5 \times 1.25) \times 97日 = \underline{\underline{約826,000円}}$$

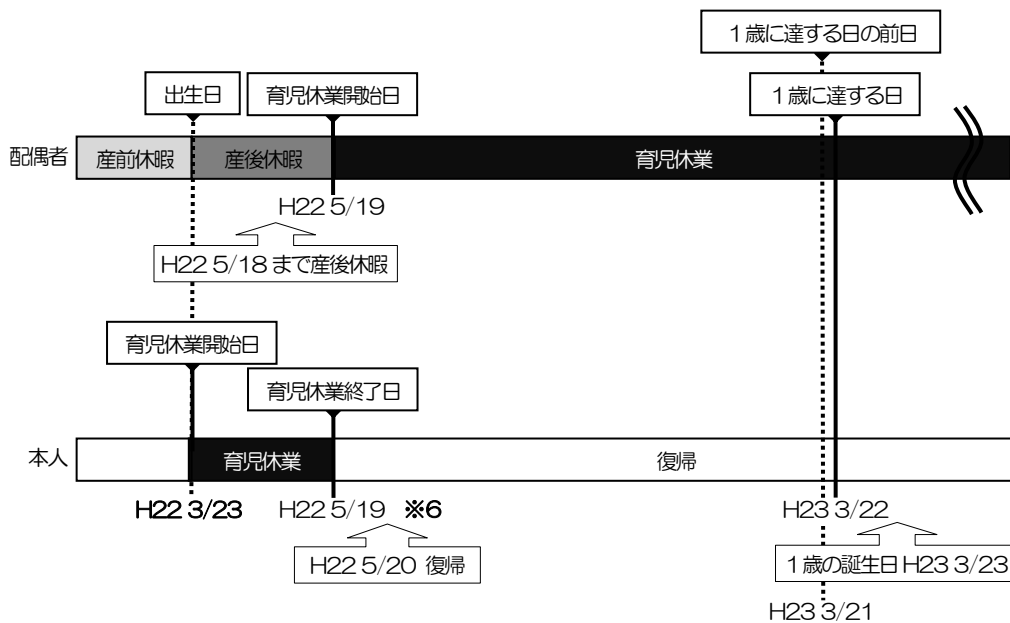
E先生の給付金、支給額合計は、約826,000円 になります。

例6 男性医師F先生が下記の内容で育児休業を取得した際に支給される給付金等



- ・職員
- ・育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給される ※5
- ・給料月額40万円
- ・当該子の誕生日：平成22年3月23日
- ・平成22年3月23日から平成22年5月19日まで育児休業を取得

※5 育児休業開始以前の雇用保険の加入状況等により、雇用保険から給付金が支給されない場合は、共済組合から支給されます。



※6 「共助会：育児休業給付金」は、「共済組合：育児休業手当金」または、「雇用保険：育児休業給付金」の支給がある期間については支給されません。

【雇用保険：育児休業給付金】

支給日数合計：58日（平成22年3月23日～平成22年5月19日までの間で、平成22年3月と平成22年5月は支給対象期間の日数分、その他の月の支給対象期間については30日）

$$(400,000円 \times 6か月) \div 180 = 13,330円$$
$$(13,330円 \times 0.5) \times 58日 = \underline{\underline{約386,000円}}$$

F先生の給付金、支給額合計は、約386,000円 になります。

CHECK!

病院助手、専攻医、研修歯科医および臨床研修医の育児休業について

YES: → NO:→

